

## 第2項 地盤沈下の防止

### 1 一級水準測量による地盤変動調査の実施と結果の公表 【環境保全課】

地盤沈下とは、過剰な地下水の採取によって、主に粘土層が収縮するために生じる現象です。

地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われることで、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層に含まれる水（間隙水）が帯水層に排出され粘土層が収縮します。そのため、地表部では地盤沈下として認められます。（図2-4-1-11）。

地盤沈下は、比較的緩慢な現象で徐々に進行し、ほかの公害と異なり、いったん地盤沈下が起ると元に戻ることはありません。

県では、「一級水準測量」と「地下水位計・地盤沈下計による観測」を行い、これら地盤の変動を把握しています。

#### (1) 一級水準測量<sup>\*15</sup>

県では、地盤変動の状況を経年的に調査するため、1975（昭和50）年度から一級水準測量を実施しています。広域的な測量を行うことにより、どの場所でどれくらい地盤が変動しているかを把握することができます。

2019（令和元）年度は、県の平坦地域10市町の水準点134点、測量延長286kmの規模で実施しました。

2019（令和元）年の地盤変動量は、2020（令和2）年1月1日現在の標高（T.P.）<sup>\*16</sup>から2019（平成31）年1月1日現在の標高（T.P.）を差し引いて求めたものです。

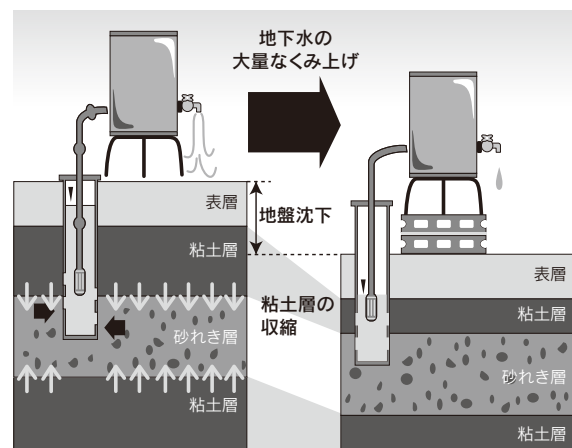
2019（令和元）年度における観測の結果、10mm以上沈下した地域はありませんでした（図2-4-1-12、図2-4-1-13、図2-4-1-15）。

また、測量を実施した各市町村における年間沈下量のうち最大のものは、高崎市（旧新町）新町（水準点番号516）の8.4mmです。（表2-4-1-19）。

なお、観測開始からの累積沈下量としては、明和町新里（水準点番号50-08）で最大の483.3mmとなっており（図2-4-1-14）、観測開始からの年平均変動量図は図2-4-1-16のとおりです。

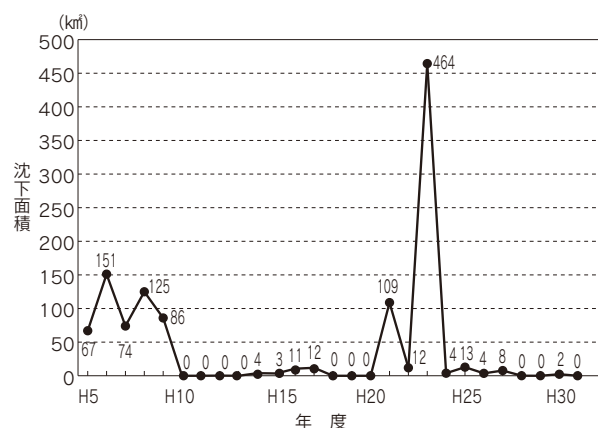
累積地盤沈下量の経年変化（図2-4-1-14）を見ると、観測開始当初から比べて沈下量はゆるやかな下降となっており、群馬県の地盤沈下は沈静化の傾向にあるといえます。

図2-4-1-11 地盤沈下の仕組み



（（公財）日本環境協会「環境シリーズNo54」による）

図2-4-1-12 年間10mm以上の地盤沈下面積の推移



<sup>\*15</sup>水準測量：地盤沈下現象を把握する方法として、一般的に行われているのが水準測量です。水準測量は、2地点に標尺を立て、その中間に水準儀の望遠鏡を水平に置いて、2つの標尺の目盛りを読み、その差から高低差を求める作業をいいます。遠く離れた地点の高さはこの作業の繰り返しによって求めることができます。公共測量における水準測量は、その精度により、一級、二級、三級、四級及び簡易水準測量に区分されます。本県の地盤沈下観測では、最も精度の高い一級水準測量が行われています。

<sup>\*16</sup>標高（T.P.）：東京湾の平均中等潮位からの高さです。実用的には、地上のどこかに高さの基準となる点を表示することが必要です。このため、1891（明治24）年に東京都千代田区永田町（国会議事堂前、憲政記念館南）に水準原点が作られました。内部に置かれた水晶板のゼロ目盛りの高さが東京湾平均海面（T.P.）上24.3900mと定められています。（2011〔平成23〕年10月21日改正）

図2-4-1-13 2019（令和元）年度一級水準測量結果

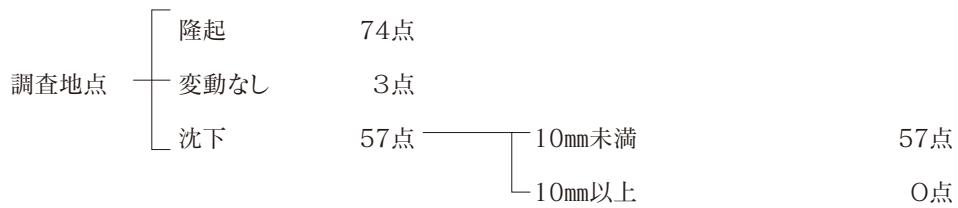
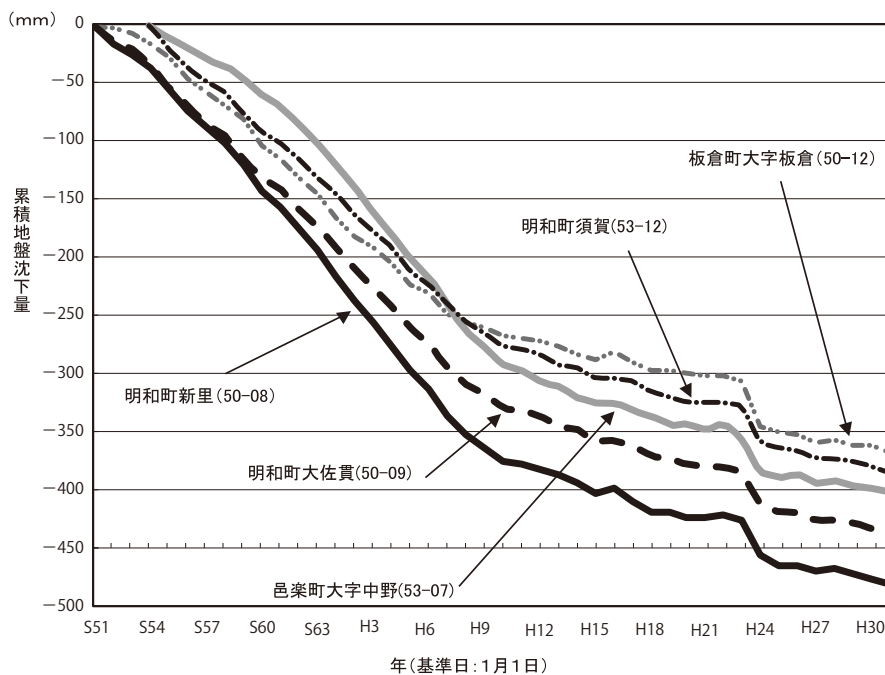


表2-4-1-19 2019（令和元）年度市町村別地盤変動状況

地域名	市町村名	総数	水準点数			変動量の内訳		最大沈下点		
			沈下	隆起	変動なし	10mm未満	10mm以上	変動量 (mm)	水準点 番号	所在地
保全地域	館林市	23	7	15	1	7	-	1.7	53-04	高根町
	板倉町	17	4	13	-	4	-	2.3	5-01	大字大高島
	明和町	9	3	6	-	3	-	1.7	4-09	川俣
	千代田町	8	-	8	-	-	-	-	-	-
	邑楽町	16	4	11	1	4	-	0.7	53-03	大字鶉
観測地域	太田市 (旧藪塚本町を除く)	36	19	16	1	19	-	4.5	53-40	世良田町
	大泉町	7	2	5	-	2	-	0.6	53-23	大字古氷
その他地域	伊勢崎市 (旧赤堀町を除く)	15	15	-	-	15	-	7.6	BM.46	今泉町一丁目
	玉村町	2	2	-	-	2	-	6.4	1-08	大字上茂木
	高崎市(旧新町)	1	1	-	-	1	-	8.4	516	新町
	計	134	57	74	3	57	0			

※保全地域及び観測地域は、関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱（1991〔平成3〕年11月29日）

図2-4-1-14 累積地盤沈下量上位5地点の経年変化



※平成23年度測量成果については、東北地方太平洋沖地震の地殻変動量が含まれています。

図2-4-1-15 単年度地盤変動量図 (2019[平成31]年1月1日~2020[令和2]年1月1日)

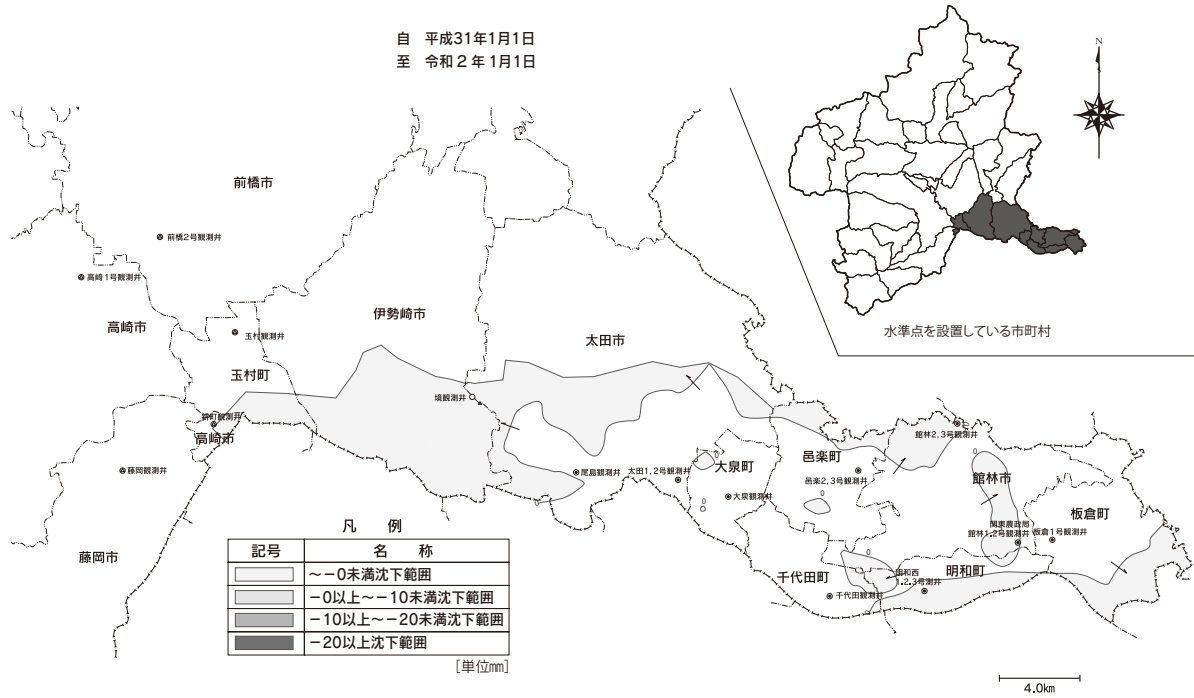
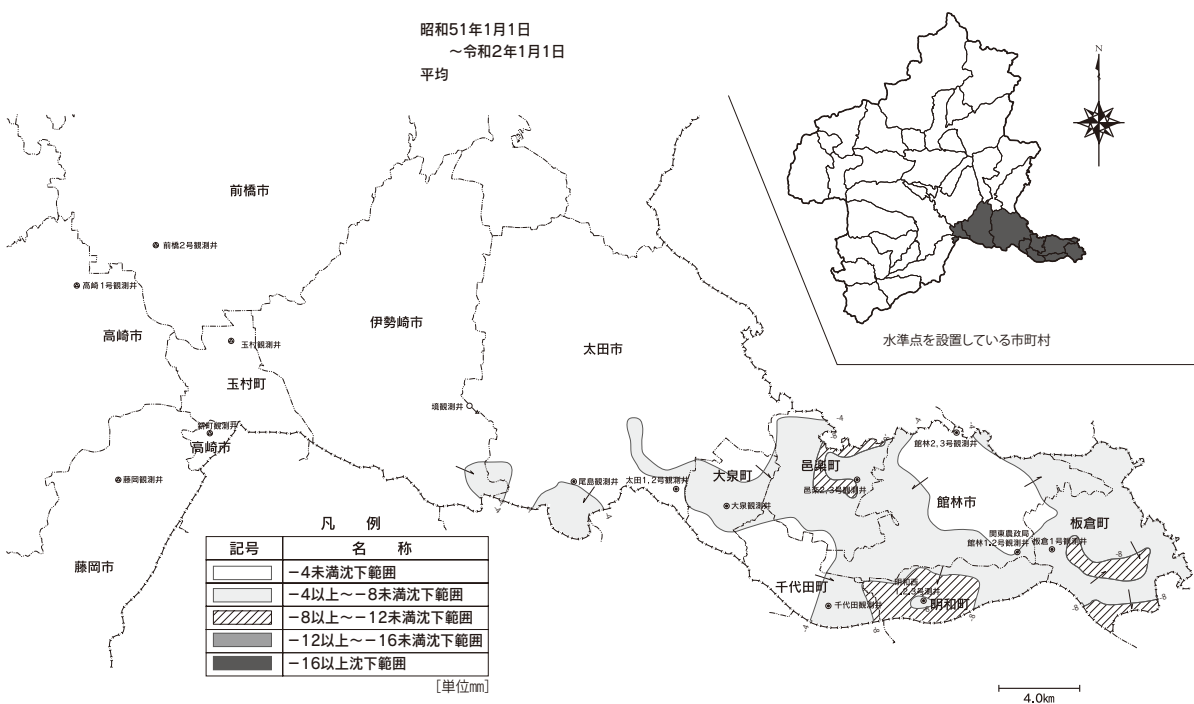


図2-4-1-16 1976(昭和51)年からの年平均地盤変動量図 (1976[昭和51]年1月1日~2020[令和2]年1月1日)



(2) 地下水位計・地盤沈下計による観測

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが原因とされており、地盤沈下の現状を把握するためには地下水位の変化と地盤沈下量を観測、分析することが有効です。このため、県では一級水準測量に加え、県で管理する地下水位観測井に地盤沈下計を併設し、地下水位と地盤沈下量（地層収縮量）を調査しています。

2019（令和元）年度は、地下水位観測井（地下水位のみ観測）15井、地盤沈下観測井（地下水位と地盤沈下量を観測）5井の合計20井で観測を行いました。

主な観測井での観測開始からの変化を、図2-4-1-17に示します。一般的に地下水位は毎年同じような変化を繰り返しています。1998（平成10）年頃までは、地下水位は下降傾向でしたが、

現在はほぼ横ばい傾向にあります。

深度の異なる3本の地盤沈下観測井を設置している明和西観測井の結果（図2-4-1-18）から、次のことが読みとれます。

- ・地下水位の変化は、1年周期で変動がある。

- ・一度地盤が沈下すると、地下水位が回復しても元に戻らない。
- ・浅層より深層で沈下が起きているが、地下水位の低下は今のところ現れていない。

図2-4-1-17 主な観測井の観測結果（地下水位計）

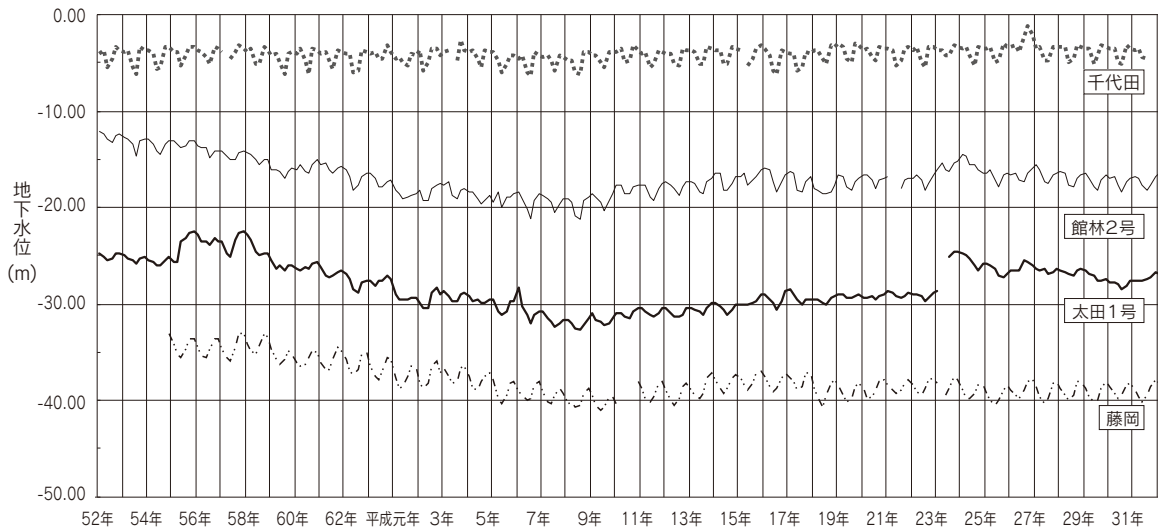
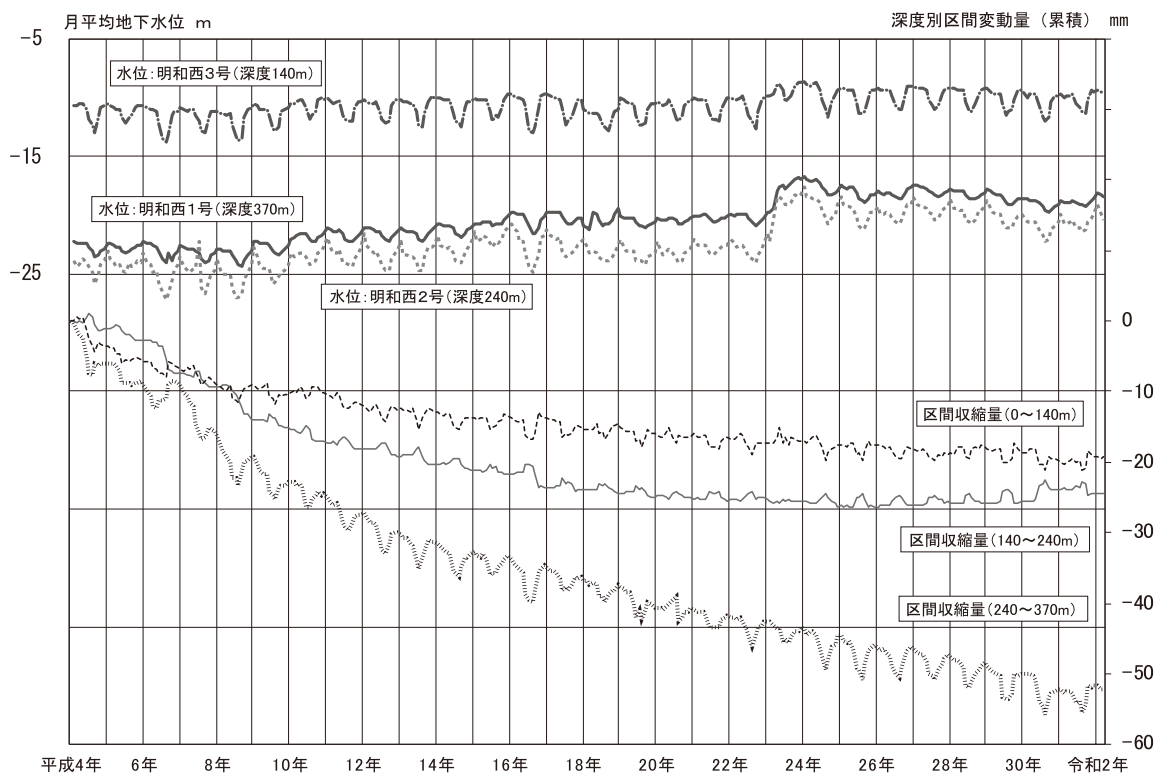


図2-4-1-18 層別観測井（明和西）の観測結果



2 地下水採取状況の把握と結果の公表 【環境保全課】

「群馬県的生活環境を保全する条例」により、一定規模以上の井戸を揚水特定施設として設置の届出と地下水採取量の報告を義務付けています。

(令和元)年の各市町村別の地下水採取量は表2-4-1-20、採取量の推移は、図2-4-1-19に示すとおりです。

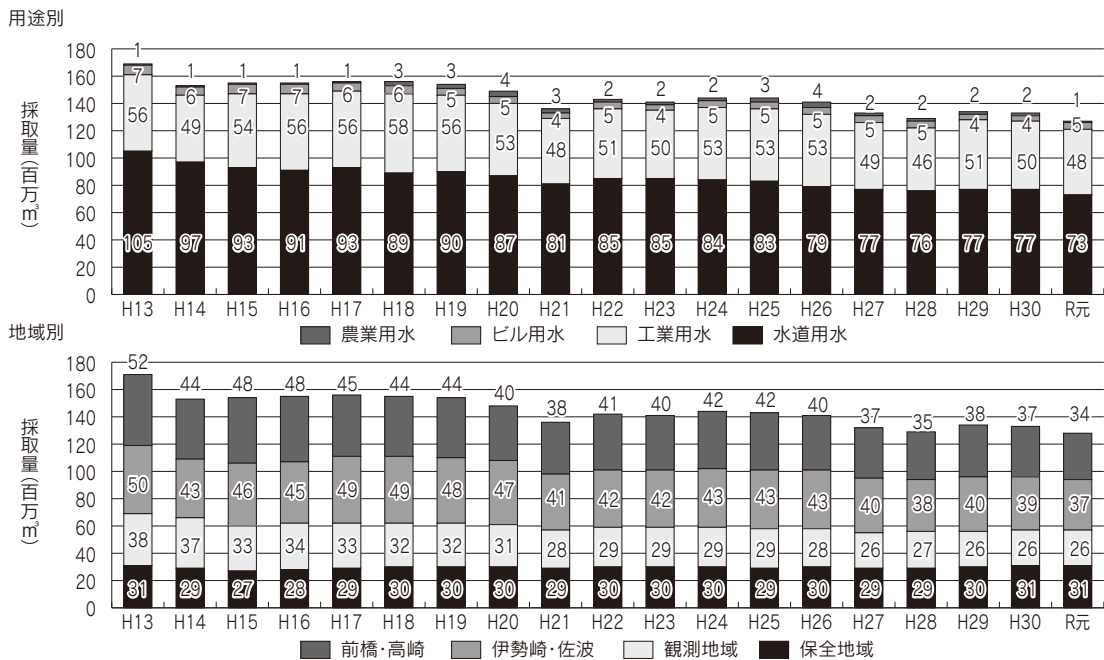
揚水特定施設設置者からの報告による2019

表2-4-1-20 各市町村別地下水採取量 (2019[平成31]年1月1日~2020[令和2]年1月1日) (単位:千m<sup>3</sup>)

地域名	市町村名	採取量報告数(本)	水道用	工業用	ビル用水	農業用水	合計
保全地域	館林市	92	7,236	6,973	1,057	257	15,523
	板倉町	33	1,817	931	96	46	2,890
	明和町	27	953	6,218	0	0	7,171
	千代田町	16	1,796	830	0	144	2,770
	邑楽町	24	2,346	94	14	350	2,804
	小計	192	14,148	15,046	1,167	797	31,158
観測地域	太田市(旧藪塚本町を除く)	124	16,072	2,703	791	423	19,989
	大泉町	25	4,079	1,352	103	0	5,534
	小計	149	20,151	4,055	894	423	25,523
佐伊勢崎地域	伊勢崎市(旧赤堀町を除く)	170	19,170	11,530	199	0	30,899
	太田市(旧藪塚本町)	2	0	1	0	0	1
	玉村町	31	4,210	930	903	0	6,043
	小計	203	23,380	12,461	1,102	0	36,943
高前橋地域	前橋市(旧前橋市)	167	15,297	6,590	1,521	150	23,558
	高崎市(旧高崎市)	98	78	10,244	267	0	10,589
	小計	265	15,375	16,834	1,788	150	34,147
	合計	809	73,054	48,396	4,951	1,370	127,771

(注)各市町村の地下水採取量は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

図2-4-1-19 地下水採取量の推移



3 地下水から表流水への転換の推進 【(企)水道課】

県では、高度経済成長の過程で工場等による地下水採取量が増大したため、特に東部地域の地盤沈下が著しく進行したと考えられています。

板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)を計画・事業化しました。

こうした状況を回避するため、県企業局では地下水保全(地盤沈下防止)対策として東毛工業用水道事業(給水区域:伊勢崎市、太田市、館林市、

2019(令和元)年度において、地下水から表流水への新たな転換はありませんが、引き続き表流水への転換を進め、地盤沈下の防止に努めます。